

12月定例会

提出議案の主な内容

平成20年12月定例会は、12月1日に開会され、諮問1件、議案15件、発議案4件、また、9月定例会で継続審査となっていた各会計決算7件が審議されました。

条例

議案第2号
八街市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

これは、職員的能力開発を促進することを目的として職員の身分を保有したまま大学等における課程の履修又は国際貢献活動のために、一定期間休業することが出来る自己啓発等休業制度を導入するため、新たに条例を制定するものです。

議案第4号
八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、八街東児童クラブを新たに設置するもので、八街第一幼稚園の空き教室を使用し、50人の定員で平成21年4月1日に開設するものです。

▲八街東児童クラブが新たに設置される八街第一幼稚園



議案第5号
八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

これは、通常の出産に対する無過失補償制度が平成21年1月から開始となることを受けて改正するもので、1分娩当たり3万円の保険料が出産費に上乘せされることから、その相当額3万円を引き上げるものです。

予算

議案第10号
平成20年度八街市一般会計補正予算について

既定の予算に6千50万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を169億6千261万1千円とするものです。

- ・ 歳出の主なもの
- ・ 戸籍住民基本台帳及び外国人登録事務費 171万円
- ・ 児童クラブ整備事業費 129万2千円
- ・ 流末排水施設整備事業費 1千万円
- ・ 中学校施設整備事業費 260万円

議案第11号
平成20年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

歳入歳出予算の総額7億1千570万円についての額の補正はありませんが、歳出における各事業費予算の組替えを行うもので、後期高齢者支援金757万円を増額し、老人保健医療費拠出金798万3千円を減額するのが主なものです。

その他

議案第7号
八街市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

南部連絡所については、平成20年10月をもって廃止しました。この市役所南部連絡所で行っていました事務を郵便局に委託することについて、郵便局株式会社との協議が調いましたので、八街山田台郵便局を八街市の特定の事務を取り扱う郵便局に指定するものです。

議案第8号
市道路線の認定について

これは、7路線の市道路線の認定についてです。一区63号線については、八街中央グラウンドと八街中学校との間の道路を新たに認定するものです。文違58号線については、文違3号線の終点が変わったことにより、旧路線の一部を新たに認定するものです。西林27号線から31号線までの5路線については、開発行為による道路が寄附されたことにより、新たに認定するものです。

桜田秀雄議員に対する問責決議が可決されました

この問責決議は、平成20年10月8日に放映されたテレビ局の取材における桜田秀雄議員が発言した内容に対し、責任を問うものです。

桜田秀雄議員に対する問責決議

桜田秀雄議員は、市議会議員選挙における公費負担について、自らが所属している団体等からの監査請求に対し、「不当な公金の支出に該当する事実は認められない。」との結果が公表されているにもかかわらず、テレビ局の取材に対し、何の証拠もないまま、あたかも他の議員が不当に公費を請求しているかのような発言をし、放映されたことは、議員個人の名誉を著しく傷つけ侮辱するばかりではなく、議会の品位を傷つける不適切なものである。

また、10月31日開催の全員協議会において、各議員から他の議員が不当に公費を請求したという証拠を示して欲しいとの要求に対し、「誰が見ても明らかに間違いはないという物的証拠はない。」と答弁しているとおり、「人の話」を自身で事実関係等の調査を行わないまま、テレビ局の取材に回答したことは明らかである。

よって、本市議会は、桜田秀雄議員が、公職者である自己の立場と職責を改めて認識し、議員個人の名誉を傷つけ、また、市民の本市議会に対する信頼を失墜させたことに対し、猛省することを求め、強く責任を問うものである。

以上決議する。